

島田市ワーケーション等需要調査業務委託 企画提案仕様書

1 業務名

島田市ワーケーション等需要調査業務

2 業務の目的

島田市の人口は、平成7（1995）年の103,490人をピークに減少傾向となり、同時に年少人口と高齢人口比率が逆転する本格的な減少傾向に入った。

少子高齢化の進行に伴う、地域の地域活動や産業の担い手となる人材の確保が課題であり、これまで定住・交流人口や関係人口の創出に向け、様々な施策に取り組んでいるが、島田市への関心や関わりの薄い首都圏住民に対しても、より効果的に施策の展開を図り、新たな関係人口の掘り起こしを行うことが重要であると考えている。

こうした中、情報通信分野での技術の進展は目覚ましく、少子高齢化・人口減少の課題の最前線にある地方においてこそ、ピンチをチャンスに変える力となりえる。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、全国的に広まったテレワーク等の取組は、その可能性を大いに示したと言える。

また、遊休施設、空き店舗、空き家などの地域資源ともいえる既存ストックは、地方において対策を講ずべき存在から、首都圏の企業や住民等を受け入れ、さらにヒトが集まる動機と居心地の良さを与える存在へと、その価値は変わり、注目を集めているところである。

新型コロナウイルス感染症の脅威は、首都圏など大都市で暮らし、働く人たちの、働き方や生活様式に対する考え方を根底から覆した。満員電車に揺られ、長時間をかけて出勤しなくても、自宅で働くことができることが証明された今、全国的にテレワークやワーケーションが着実に広がりを見せている。

そこで、首都圏企業に注目されているワーケーションの需要を把握し、ワーケーションの受入体制の構築に係るノウハウを得ることを目的に、本調査を実施しようというものである。調査を基に、島田市で事業を展開することで、新たな関係人口が創出され、さらには、移住・定住人口の増加につながるものと期待している。

3 委託業務の内容

(1) 業務の概要

首都圏企業を対象としたテレワークやワーケーション事業を、島田市において実現可能とするために、関係者や団体の調査を行い、この結果に基づき、島田市での最適な実施計画を策定する

(2) 業務の内容

ア 首都圏企業に対するニーズ調査の実施

島田市におけるワーケーション等の普及・展開に当たり、(一社)日本テレワーク協会と連携の上、首都圏企業等に対して、コロナウイルス感染症への対応を踏まえたテレワークやワーケーションの現在の実施状況や課題、島田市でワーケーションを行う際に希望する受入プログラムやワークスペース等の設備、期待する地域のサポート内容(空港～滞在施設間の送迎等)などについてニーズ調査を行う。

調査の実施に当たっては、(一社)日本テレワーク協会の会員企業や総務省等が実施する「テレワーク・デイズ」参加企業などのほか、本事業に興味を有すると思われる首都圏企業等を対象に行うとともに、対象企業のニーズや課題を適切に把握するため、効率的・効果的な手法を検討の上、実施するものとする。

(ア) 首都圏に本社を置く企業(ワーケーション等を既に実施、または実施しようとしている企業及び島田市に関係する企業など)に対する、島田市におけるワーケーション等の実施や、社員を送ることに対する可能性及び課題のアンケート調査(10者)及びヒヤリング調査(うち5社)

(イ) アのヒヤリング対象企業の社員に対する、ワーケーション等のニーズ及び課題のヒヤリング調査

※(ア)及び(イ)の調査はワーケーション等のコンサルティング(導入に向けた説明、質疑応答)を含む。

(ウ) すでにワーケーション等に関連する事業を実施している、自治体(任意の2自治体程度)に対する、実施方法や効果の調査(ワーケーションやテレワーク事業による、移住者数・移住元地域、市及び地域等の関わり(関係人口)、ワーケーション等を実施している企業の業種・規模・社員の職種・賃料、ワーケーション等を実施する施設の設置及び維持管理の方法・費用など)

イ 実施計画の策定

「ア 首都圏企業に対するニーズ調査の実施」のニーズ調査の結果を踏まえ、島田市において最適かつ特徴を生かしたワーケーション等事業実施計画の策定を行う。

(ア) 島田市におけるワーケーション等実施事業の最適な全体像と全体的な課題(規模、構造、配置人員数・種類、導入方法(広報、体験、試行、補助金)、収支モデル、など)

- (イ) 島田市におけるワーケーション等実施事業の施設について、最適な規模（広さ、部屋数、必要資機材）、確保の仕方、収支モデル（想定される収入（最適な賃料）と費用（初期費用、経常費用）、など）
- (ウ) 島田市においてワーケーション等の実施にあたり、誘致対象となりうる企業や人材の種類
- (エ) その他、島田市においてワーケーション等の実施にあたり、必要と認められる事項

4 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

5 予算上限額

2,750千円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

6 成果品

「3 (2)委託業務の内容」の調査報告書及び実施計画書

※データで提供（Microsoft Word など加工可能なファイル形式）

7 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、市と受託者が協議して決定する。
- (2) 既に補助金等を受けている事業について、それと同一対象範囲の事業については本事業の対象とはならない。
- (3) 委託業務は1か月に1回程度、委託者と受託者間で協議（進捗状況、以降の業務の進め方）を行う。なお、実施計画策定時には、概要書及び初稿段階で委託者に提示し、方向性を協議すること。

8 提案方法

本仕様書に沿った企画提案書を別紙「島田市におけるワーケーション等需要調査業務企画提案書作成要領」に基づき作成し、必要部数を提出すること。

9 提出期限

令和2年9月11日（金）午後5時必着

10 提出場所

島田市市長戦略部戦略推進課（担当 北川）

〒427-8501 島田市中央町1番の1
電話 0547-36-7366 (内線 2250)

11 企画提案書に関するヒヤリング

企画提案された内容は、プロポーザル審査会においてヒヤリングを実施する。

- (1) 日時、場所等については、別途通知する。
- (2) ヒヤリングでは、提案者から企画提案書に記載された内容について説明後、質疑を行う。

12 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 電子メールによる提出は認めない。
- (3) 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (4) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
- (5) 審査に当たっては、企画提案書の提案者名は匿名とし、別に指示する企画提案者名（A社、B社等）により行うものとする。
- (6) 企画提案書の採否は、文書で通知する。
- (7) 選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- (8) 本事業の実施状況を確認するため、本事業の開始から終了までの間に島田市の求めに応じて打合せを行うものとする。